

令和7年度障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和7年6月1日制定
兵 庫 県

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、令和7年度における兵庫県の「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を定める。

1 基本方針

本県では、障害者優先調達推進法に先駆け、平成15年度から障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じ、障害者就労施設等を利用する障害者が地域でより自立した生活を送れるよう、障害者就労施設等からの物品等の調達促進及び障害者工賃の向上等に率先して取り組んできた。

障害者優先調達推進法の施行を契機に、こうした取組の一層の拡大に努めるとともに、県内の市町、民間企業及び関係団体等に対して県の取組姿勢を示すことにより、障害者の多様な就労機会が確保できるよう、障害者就労施設等からの調達及びその拡大を図ることについて要請する。

2 令和7年度の調達方針

（1）推進方策

ア ユニバーサル社会づくり率先行動計画に基づき総合的に推進

ユニバーサル社会づくり第8次率先行動計画において、全所属が100%達成すべき実践項目として「物品・役務等の優先調達を実施すること」を設定しており、障害者就労施設等への年1回以上の発注を全課室が取り組むこととする。関係部局間で取組意識を高め、障害者就労施設等からの物品等の調達について全庁的に推進する。

イ 障害者工賃目標の着実な達成に向けた市町、民間企業及び関係団体等への要請

令和7年度の障害者の県平均工賃目標の着実な達成を目指し、令和7年度の県の目標を設定し、障害者就労施設等からの調達を行う。さらに、県の取組姿勢を示すことにより、県内の市町、民間企業及び関係団体等による取組の導入及び拡大を図ることについて要請する。

【兵庫県工賃向上計画、障害福祉実施計画】

障害者の県平均工賃目標及び実績

	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度
目標工賃(月額)	19,000円	16,000円	17,500円	19,000円	20,000円	22,000円
工賃実績(月額)	13,677円	14,354円	14,914円	19,140円	—	—

ウ 優先発注制度の積極的活用

障害者就労施設等からの物品等の調達促進のために定めた県独自の優先発注制度（障害者雇用促進企業等及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の調達等に関する取扱方針）の積極的な活用を図る。

【優先発注制度の概要】

区 分	内 容
少額随意契約	・見積書を徴する相手を1者の障害福祉サービス事業者に限定できる。 ・見積書を徴する相手に1者又は複数の障害者雇用促進企業、ひょうご障害者ハート購入企業を追加する。
特例随意契約 (500万円以下)	・見積書を徴する相手を障害福祉サービス事業者、多数障害者雇用企業、多額購入企業に限定できる。
指名競争入札	・原則として、1者又は複数の障害者雇用促進企業、ひょうご障害者ハート購入企業を追加して入札を実施する。

エ 共同受注窓口の認定及び活用促進

単独での受注が困難な小規模な障害福祉サービス事業者等を支援するため、県内の複数の障害福祉サービス事業者等をコーディネートして仕事を受注する窓口（以下「共同受注窓口」という。）の認定を行い、その活用を促進する。

オ 在宅就業支援団体の認定及び活用促進

企業から受注した仕事を在宅障害者や障害福祉事業所へ提供することにより、障害当事者を支援する団体として厚生労働大臣から登録を受けた法人（以下「在宅就業支援団体」という。）の認定を行い、その活用を促進する。

カ 民間企業から障害者就労施設等への発注拡大推進

民間企業等から障害者就労施設等への発注拡大を図るため、県内の関係団体に対し、優先調達の促進について積極的に働きかける。

（ア）「しごと開拓員」による受注拡大支援

兵庫県社会福祉事業団等に「しごと開拓員」を設置し、企業や国、市町等を訪問して県内事業所等の仕事の受注拡大等に取り組む。

（イ）「技術向上指導員」の技術指導による商品の品質向上支援

インターネット販売サイト「+NUKUMORI（ぷらすぬくもり）」の品揃えの充実を図り、販売力を強化するため地域素材を活用した商品開発等に重点的に取り組む。

(ウ) 「ひょうご障害者ハート購入企業」の取得促進

障害福祉サービス事業者等から年100万円を超える調達等を行った企業を県の契約相手の選定手続きにおいて優先的に取り扱う「ひょうご障害者ハート購入企業」認定制度の民間企業への周知等により、民間企業から障害福祉サービス事業者等への発注を促進する。

【ひょうご障害者ハート購入企業の概要】

法定雇用率を充たし、かつ、県内の障害福祉サービス事業者等から年間100万円を超える物品等を調達等した企業を知事が認定し、県発注の建設工事の入札・契約制度における加点及び物品等の優先発注制度による受注機会の増大を行う。

キ インターネットを活用した販路拡大

「+NUKUMORI（ぷらすぬくもり）」の活用による商品PR・販売促進を図るため、販売企画（季節毎の販売サイト内企画、販売イベント「スイーツ甲子園」等）の実施、配送料無料化の社会実験、公民協働による購入拡大の推進等により、障害福祉サービス事業者等の商品の販売拡大の支援に積極的に取り組む。

(2) 令和7年度調達目標について

ア 障害福祉サービス事業所等からの調達目標

本県独自の優先発注制度（障害者雇用促進企業等及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の調達等に関する取扱方針。以下「優先発注制度」という。）の活用促進により、令和7年度の県平均工賃目標（22,000円/月）を達成するために、県として発注する必要がある額とする。

目標額 65,000千円

イ 障害者雇用促進企業等からの調達推進

優先発注制度の活用促進により、前年度実績を上回ることを目指して適切な運用を図る。

(3) 取組体制等について

上記(2)アに掲げた調達目標を達成するための取組は、兵庫県の全ての機関（地方独立行政法人を除く。）において実施する。

ア 取組組織

調達目標の達成に向けて取り組む組織（取組組織）は次のとおりとする。

a 本庁

部制条例（昭和38年兵庫県条例第68号）第1条に規定する部、出納局、企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）第3条に規定する本庁及び病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）第3条に規定する本庁に置く各課室並びに教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び議会事務局に置く各課室その他前記以外の委員会の事務局

b 地方機関

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第4章に規定する地方機関、企業庁組織規程第7条に規定する地方機関、病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）第2条第2項に規定する病院並びに教育委員会及び公安委員会の管理に属する出先機関

イ 取りまとめ部署

上記アに掲げた各々の取組組織における障害福祉サービス事業者等からの調達の進捗及び実績の確認は、次表に掲げる区分に応じて各々の取りまとめ部署が実施し、取組組織全体の実績は、取りまとめ部署を通じてユニバーサル推進課が確認する。

区 分	取りまとめ部署
本庁に置く課室及び県民局・県民センター以外の地方機関	本庁の総務担当課
県民局・県民センター	県民局・県民センターの総務担当課

（4）実績の公表

上記（2）アに掲げた調達目標に対する実績は、調達総額、物品及び役務毎の調達額並びに主な調達品目について公表するものとする。

【参考 1】

物品・役務の調達品目一覧

種別	品目	具体例
物品	① 事務用品	受付用紙、封筒 など
	② 食料品	弁当、パン、菓子類 など
	③ 小物雑貨	各種記念品、木工品、陶器、ガラス製品、玩具 など
	④ その他の物品	木製椅子、ブックカバー など
役務	① 印刷	名刺、冊子、各種様式、チラシ など
	② クリーニング	クリーニング
	③ 清掃	清掃、除草作業 など
	④ 情報処理	データ入力 など
	⑤ その他のサービス	仕分け・発送、袋詰め、包装 など

【参考 2】

障害者就労施設等の種類一覧

c		内 容
障害福祉サービス事業者等	① 就労継続支援	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第14項に規定され、一般企業での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行う事業所（A型：雇用型、B型：非雇用型）。
	② 就労移行支援	・ 障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識・能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	③ 生活介護	・ 障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作活動・生産活動の機会を提供する事業所。
	④ 障害者支援施設	・ 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労継続支援、就労移行支援、生活介護を行うものに限る）
	⑤ 地域活動支援センター	・ 障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作活動・生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	⑥ 小規模作業所	・ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けているもの。
	⑦ 共同受注窓口	・ 受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業者等に公平かつ効率的に分配・仲介する業務を行うもので、地方自治法施行規則第12条の2の3に基づき認定した法人（兵庫県では「特定非営利活動法人兵庫セルフセンター」を認定）
	⑧ 在宅就業支援団体	・ 在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保する等在宅就業障害者に対する援助業務を行い、障害者雇用促進法第74条の3第1項に基づき、厚生労働大臣の登録を受け、県が認定した法人。
障害者雇用促進企業等	⑨ 障害者雇用促進企業	・ 法定雇用率を充たし、県内の事業所において障害者雇用率が3.6%以上、かつ、雇用障害者数が2人以上の企業
	⑩ 多数障害者雇用企業	・ 法定雇用率を充たし、県内の事業所において障害者雇用率が20%以上、かつ、雇用障害者数が5人以上の企業
	⑪ 障害者ハート購入企業	・ 障害者雇用率を充たし、かつ、県内の障害福祉サービス事業者等から年間100万円を超える物品等を調達等した企業
	⑫ 多額購入企業	・ 障害者雇用率を充たし、かつ、県内の障害福祉サービス事業者等から年間500万円を超える物品等を調達等した企業